

園へ報告する感染症と「登園のめやす」

分類	病名と登園のめやす														
第一種	<p>◎<u>第一種感染症は、「完全に治癒」してから登園してください。</u></p> <p>（エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る。)、特定鳥インフルエンザ(感染症法第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。)</p> <p>※上記に加え、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症、及び同条第9項に規定する新感染症は第一種感染症とみなします。</p> <p>※新型コロナウイルス感染症を含みます。</p>														
第二種	<p>◎<u>第二種感染症は、以下を「登園のめやす」としてしてください。</u></p> <table border="1" data-bbox="391 1014 1331 1391"> <tbody> <tr> <td>インフルエンザ</td> <td>発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで</td> </tr> <tr> <td>百日咳</td> <td>特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</td> </tr> <tr> <td>麻疹(はしか)</td> <td>解熱した後3日を経過するまで</td> </tr> <tr> <td>流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)</td> <td>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで</td> </tr> <tr> <td>風疹</td> <td>発疹が消失するまで</td> </tr> <tr> <td>水痘(みずぼうそう)</td> <td>全ての発疹が、かさぶたになるまで</td> </tr> <tr> <td>咽頭結膜熱(プール熱)</td> <td>主な症状が消えた後、2日を経過するまで</td> </tr> </tbody> </table> <p>※子どもの症状はそれぞれ異なりますので、主治医の指示を優先してください。</p>	インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで	百日咳	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	風疹	発疹が消失するまで	水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が、かさぶたになるまで	咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消えた後、2日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱後3日を経過するまで														
百日咳	特有な咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで														
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで														
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫れが現れた後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで														
風疹	発疹が消失するまで														
水痘(みずぼうそう)	全ての発疹が、かさぶたになるまで														
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消えた後、2日を経過するまで														
第三種 その他	<p>◎<u>医師から「感染のおそれがない」旨の指示をいただいてから登園してください。</u></p> <p>（コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜熱、急性出血性結膜熱 など）</p> <p>【その他配慮が必要と考えられる感染症】 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性赤斑(りんご病) ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症 感染性胃腸炎(ノロウイルス・ロタウイルス感染症) アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟属腫)、とびひ(伝染性膿痂疹) など</p>														

《参考》「学校保健安全法施行規則」「保育所における保育所感染症ガイドライン(厚生労働省)」